

わいわいマガジン

2022年10月28日(金)

〒271-0044

千葉県松戸市西馬橋 5-1-5

税理士法人よしむら

TEL 047-347-9009

FAX 047-347-9016

㈱わいわいビジネスコンサルタント

Email: yoshimura@wa-i.jp

企業型 DC の加入者が iDeCo を利用しやすくなった

企業でも自分でも積み立てできるように

確定拠出年金は公的年金とは別に企業や個人で積み立てて運用する私的年金です。企業で加入する DC(企業型)と個人で加入する iDeCo は、今までは企業型に入っていると iDeCo に加入できませんでしたが、2022年 10 月から両方に加入できるようになりました。また、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入するには企業の労使合意が必要でしたが、原則それなしで加入できるようになりました。

掛け金額の上限があります

iDeCo の掛け金は各月の企業型 DC の事業主掛け金と合算して月額 5.5 万円、さらに企業型 DC だけ加入しているときは iDeCo の拠出限度額の上限は 2 万円です。

企業型 DC と確定給付型の他制度も加入しているときは合算して DC 掛け金は月額 2.75 万円、iDeCo の拠出限度額は 1.2 万円を超えることはできません。

例えば企業型 DC のみ加入で企業型 DC の事業主掛け金が 3 万円であった場合、月額 5.5 万円 - 3 万円 = 2.5 万円 (iDeCo 拠出限度額は 2 万円まで) となります。

また、以下の 2 点が要件になります。

①掛け金(企業型 DC の事業主掛け金・iDeCo)

が毎月拠出であること

②企業型 DC のマッチング拠出(加入者本人から掛金徴収)を利用していないこと
5 月から年齢要件が拡大されています

2022 年 5 月からは企業型 DC も iDeCo も加入可能年齢が引き上げられています。

企業型 DC は厚生年金被保険者(原則 70 歳未満)であれば企業型 DC の加入者とすることができます。企業は労使で一定年齢未満の加入を定めることはできますが、60 歳より低い年齢にはできません。

iDeCo においては会社員、公務員等(国民年金 2 号被保険者)自営業者、専業主婦(夫)等(国民年金 3 号被保険者)が加入者ですが 60 歳以上 65 歳未満で国民年金の第 2 号被保険者、任意加入者、海外居住で国民年金任意加入者も加入でき、引き続き加入するためには受付金融機関に手続きが必要です。

企業型も iDeCo も老齢給付金の受給開始年齢は 60 歳から 75 歳までの間で選択できます。



会社と個人と両方で積み立てると所得控除額も増えますね